滋賀県立膳所高等学校校 長 富江 宏

学校保健安全法施行規則の一部改正とそれに伴う本校の対応について

新緑の候 保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は本校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、5月8日から施行されることとなりました。この省令では新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準が設定される等、従来からの変更がありました。これを受け、5月8日以降、本校での対応も変更いたしますので、お知らせいたします。

## [新型コロナウイルス感染症における出席停止の期間]

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。

- ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5日を経過するまでを基準とする。
- ※ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を 推奨する。
- ※ 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用される。
- ※ これまでと同様、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。

## [濃厚接触者の取扱いについて]

これまでは濃厚接触者として特定されていた者(同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染する、など)でも、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない。

なお、これまで同様に、医療的ケアを必要とする等、合理的な理由がある場合には、感染が不安で休む場合にも出席停止等の措置をとることができます。その場合は、必ず学校にお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

このほか、ご不明の点がございましたら、本校教務課(077-523-2304(代表))までお問い合わせください。

保護者等の皆様には、なにとぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。